

柏市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第7項による財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定による結果の報告を別紙のとおり公表します。

平成21年8月31日

柏市監査委員

渡邊義



柏市監査委員

酒井成

柏市監査委員

古川隆

柏市監査委員

宮崎浩

財政援助団体等監査

社団法人 柏市シルバー人材センター

1 監査を執行した監査委員名

渡 邊 義 一
酒 井 成 浩
古 川 隆 史
宮 崎 浩 子

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成21年4月6日から平成21年7月28日まで

4 監査の対象

| 監査対象団体 | 補助金名及び交付額 | 主管部課 |
|----------------------|---------------------------------------|----------------|
| 社団法人 柏市シルバー人材センター | 柏市シルバー人材センター 運営費補助金 19,000,000円 | 経済産業部 商工振興課 |

5 監査の方法

平成20年度分で平成21年3月31日までに執行した補助金に関する出納その他これに関連する事務について、監査対象団体及び主管課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

なお、監査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (5) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助等対象事業以外に流用されていないか。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

当該法人は、柏市内に居住する定年退職者等の高年齢者の希望と能力に応じた、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自らの生きがいの充実や福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 組織

当該法人は、役員、職員(兼務を含む)及び会員をもって運営されている。

役員は、会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名。

職員は、本部事務局に事務局長(常務理事兼務)1名、主査1名、主任2名、主事2名、臨時職員11名、支所に臨時職員2名。

会員は、男1,125名、女266名、合計1,391名(平成21年3月31日現在)である。

(3) 主な事業

ア 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又は
その他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)
を希望する高年齢者に対する就業機会の確保及び提供。

イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高年齢者に対する無料職業紹介事業。

ウ 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供。

エ 高年齢者の就業に関する調査研究及び相談。

(4) 補助金の内容

団体の運営費補助として、柏市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱に基づき交付。高年齢者の就業機会確保事業に要する経費を対象とし、食糧費、交際費及び事業に要する経費の20%を越える部分の旅費を対象外としている。補助金の額は、対象経費の2分の1、限度額は19,000,000円である。

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められた。

なお、次の事項について留意されたい。

[柏市シルバー人材センター]

高齢社会を迎えるにあたり、団体への期待が一層寄せられるところであり、経済不況はじめ厳しい環境の中、就業先の開拓や受注の拡大等、実施事業の工夫・充実を図り、今後も引き続き高年齢者の就業機会の確保に努められたい。